

児童福祉と児童文化の関係について

野 口 栄 子

児童福祉と児童文化は別々なものと考えられやすいが、実はきわめて密接な関連をもつものである。それは人間の全面発達を促進する運動のなかで、わが国においてはもっとも遅れていると考えられる感性的＝情緒的側面を確立する教育が、他の分野にすみやかに追いつかなければならない、しかもそのうえで独自の領域を形成しなければならないということに関連して考えられる問題である。現在のわが国における児童福祉と児童文化の関係を、児童福祉の側面と児童文化の側面からそれぞれ検討し、児童福祉と児童文化がどのように関連しあうことが要請されるかを考察した。さらに両者の関連をもつ状況と意味を知り、児童文化の権利に及んで、今後の課題を提供しようと試みたものである。

序

現在のわが国においては、児童福祉も児童文化も、ともに十分に規定されていない概念であり、領域も不明瞭であり、学問体系としては、一般的に言って未完成の域を出ないものである。しかしながら児童福祉の主要な問題のひとつに児童文化が含まれ、児童文化は児童福祉の問題を根底にしてはじめて十分に成立するという傾向を指摘することができる。

児童福祉と児童文化の関係を具体的に論ずることにより、両者の問題に新しい解明の糸口を与えたい。両者は別々の概念でありながら、とくに現段階においてはそれぞれが緊密な連繋をもつことがきわめて必要であり、またそのようであれば問題が展開しない点を数多く発見することができる。そしてその関連自体は、現在のわが国の教育の問題をも根本的にゆり動かすようなものなのである。それらの点について論をすすめたい。

I 児童福祉の問題から

児童福祉という用語は、比較的近年になって用いられ、わが国ではとくに第二次大戦後の児童福祉法の制定（昭和22年）とともに用いられるようになったものである。しかしながらもとより歴史的に発展したものであって、世界各国の歴史や思想のなかに、児童福祉の名称に価する事象を発見することができる。それはスペンサーもいっているように「すべての児童が家庭および社会の一員として、健全な成長発達がとげられるように保障すること」であり、広義には「児童の保健、教育、レクリエーション、安全を指すことになり……したがって家族および社会の一員としての児童の健全な成長と発達のために、個人や団体によっておこなわれる一切の活動が児童福祉」⁽¹⁾であり、狭義には「特殊な障害のある児童に対して各種の専門家によって

1) 田代不二男著児童福祉概説。光生館，1962。

児童福祉と児童文化の関係について

行われる組織的な活動⁽²⁾」である。

わが国においては、すでに上古の聖徳太子の悲田院の対策等に狭義の児童福祉的事象を見出すことができる。そののち光明皇后の悲田院や平安時代の和気広虫の棄児の養育、各種の悲田院などを経て、多く宗教団体の施策や封建時代の幕府の政策にひきつがれ、明治いらいの日本の近代化にともなって、児童福祉的事象は数多くみられるようになった。とくに日本の資本主義化にともない、各種の児童福祉対策がたてられたが、社会福祉の一環として救済保護的性格を脱せず、児童福祉法の制定によってようやく児童福祉の問題は注目されるに至った。

そのさい児童福祉の中心となな内容は、広義には「(1)児童が両親により愛情と理解がうけられるような家族関係があること、(2)児童はもとより家族全員が身体的、精神的に健全であること、(3)児童の健全な成長を保障する経済的安定があること、(4)有害、危険な労働や社会環境から守られること、(5)個性と能力に応じた就学の途が保障されていること、(6)よい文化財が用意され、遊戯やレクリエーションに参加する機会を与えること、(7)身体的、精神的、家族のおよび社会的に特殊の条件をもつ児童には、その必要に応じた社会的サービスが確保されていること」などであろう⁽³⁾。さらにそれらの実現のための対策や行政、社会活動、研究体制などをふくむ広範なものと考えられる。そして人文、社会、政治、法律、医学などの諸問題と密接な関連を持ったことがらであると思われる。

したがって児童福祉を広範囲のものと考えるときは、それを研究する児童福祉学の体系もまたきわめて広範囲なものとなり、一例としては次のようなものと考えられるであろう。すなわち児童福祉学概論の各論として、「保育事業、児童養護、健全育成（青少年対策）、心身障害児福祉、里親制度（職親制度を含む）、非行論、母子福祉、母子保健、児童福祉施設論、児童手当制度、児童福祉法制、学校社会事業、児童文化、レクリエーション、ユース・ワーク、キャンプ活動、諸外国の児童福祉（比較児童福祉事業）」などが考えられ、方法論としては「児童ケース・ワーク、児童グループ・ワーク、児童福祉行政、児童福祉施設運営、発達診断法、人格診断法、学校カウンセリング、プレイセラピー」などがあげられよう。また「児童福祉発展史（または思想史）」、基礎科目として「児童問題、児童の生活（および歴史）、発達心理学、臨床心理学、児童精神医学、小児科学⁽⁴⁾」などが考慮されうる。

ここにおいて児童文化は、児童福祉学概論の各論としての位置を得ることになる。しかしながら児童福祉という研究分野のいわば各論に当る児童文化は、他の各論に比して、精神内容的な傾向がきわめてつよい。もちろん児童福祉という概念それ自体が、きわめて精神的哲学的なものであり、福祉は現代の哲学と称び換えることもできようが、その内実の具体的な展開や実践として、前述の各種の分野があり、それぞれの分野はまた同様に、児童福祉の精神によって貫かれていることが要請される。そのさいにその精神の中核を形成するものは、全面発達の

2) 同上

3) 西田誠行著児童福祉要論、ミネルヴァ書房、1970、3頁。

4) 京都府立大学教授中本博通氏の御教示によるところが多い。感謝の意を表したい。

な理論によって示されるような人格形成と考えるとよいであろう。児童養護・健全育成などみなそのような理念によって裏打ちされるべきものなのである。そのときに望ましい全面発達の人格形成とは、「人間存在をかたちづくるすべての要因——身体、情意、知性・社会性と、これらをいわば主体的に統一する人格性⁽⁵⁾」であり、「基本的に、労働する人間のあらゆる素質を能力として実現することである⁽⁶⁾」といわれるごときのものであろう。しかしながらわが国の現状では、現実そのような全面発達が疎外されていることは、多数の児童問題からも明らかであり、遺憾の念を禁じえない。さらにここで等閑視することのできないのは、わが国における児童福祉と教育の関係である。本来は、社会保障制度が確立して、教育が完備していれば、全面発達は教育の問題のなかに解消してしまうであろうが、わが国においては、児童福祉が教育とくに義務教育を中心にそれをもふくめて補充するという形式と内容で実現されている点を見無視することができない。各種通園施設・情緒障害児施設などその代表例といえよう。それだけ日本の教育全般が貧困なのである。

全面発達から学校教育法によって決定された学校教育（小学校・中学校・高等学校など）のカリキュラムを引き算したものが、すべてひろい意味での児童福祉という形でわれわれに提供されている。しかも「学校における児童福祉法の徹底について」という通知（昭和23年12月児発第816号）は出ているが、それだけで、内容はきわめて漠然としている。学童保育にしても同様である。いわゆるカギッ子たちは、小学校終了後の時間を各地区の学童保育所や児童厚生施設で遇せるようなプランだけはつくられているが、実施も不十分であり、実施されているところでも、内容が貧弱である。そこに問題がある。義務教育のなかにおいてすら、カリキュラムからみても教育だけでは全面発達は不可能であり、他の場所でも発達は保障されていないのである。知的側面（知育）にいささか体育と美術関係（美育）の組合さったカリキュラムは、人間の全面発達のごく一部を扱っているにすぎない。そのなかでとくに感情＝情緒の発達には保障がない。児童福祉法の成立までは、家庭がそのすべてを背負わされていた。

全面発達の能力のあらゆる分野の発達可能性は、同一のスタートラインに立つことを保障されていない。このことに関しては、別稿を準備中であるが、一般にいい古されている知育、徳育、体育などに比べ——それらも充分とはいえない——とくに美育＝情緒面の発達の放置状態ははなはだしいものがある。現在のわが国で、学校教育のカリキュラムでは充分でない情緒面を、家庭だけでなく、ひろく地域活動や公共団体をふくめた社会的な問題として、児童福祉で多少とも補うという方向が解消されない限り、児童福祉のなかでの情緒面強調は、不可避のこととなる。そうでなければ日本の現代の児童の暮らしは、まことに貧弱なものになってしまう。しかしながら、今日までにわが国で出版されている児童福祉に関する出版物のなかで、このような問題を正面からとりあげ、児童文化を児童福祉の各論として取扱っているものはごくまれ

5) 矢川徳光著マルクス主義教育学試論，明治図書，1971，8頁。

6) 同上，9頁。

児童福祉と児童文化の関係について

である。⁽⁷⁾日本社会福祉学会においても、児童文化の問題が近年ようやくとりあげられるに至った。⁽⁸⁾いずれも筆者の関係しているものであるが、筆者は、児童文化の問題が児童福祉のなかで中心的な内容を提供するのでなければ、対策や行政が何をなすべきかの目当もつかないであろうということを主張するものである。児童文化は児童福祉の各論でありながら、現在の日本では中心的課題といえよう。ではそのような児童文化とはいかなるものとして考えればよいのか。児童文化の側からとりあげることとしたい。

Ⅱ 児童文化の問題から

児童文化という用語がわが国にはじめて登場するのは、昭和15年の巽聖歌編新児童文化いらいからであろうと思われるが、そのうち児童文化に関する出版物は数多く、児童文化の定義も無数におこなわれている。そのうちの代表的なものは、「児童文化とは、子どものために作り出されたもの、子ども自身が作り出したもの、子どもの生活内容のすべてであるといえるのである。しかしこれまで文化ということばを以上のように広範囲に考えず、科学や宗教や美術のみを指して考える考え方もあり、児童文化ということばも、この方面のみを考える考え方もある。また子どもたちの作り出す作文、童謡、童詩、自由画、手芸、児童劇などと子どもたちに与える児童読物、童謡、童画、玩具、児童劇、レコード、放送などを別個に考える考え方もあるのである。要するに以上の如く、児童文化ということばの中には、子どもの衣食住全般の生活内容を対象とする考え方と、子どもの芸術活動のみを対象とする狭義の考え方があり、また子どもの創造活動に主眼をおく考え方と子どもに恵与する面のみを主眼とする考え方がある。」⁽⁹⁾という松葉重庸氏のもので、この定義はかなり多くのところで引用され、定説となっている。また「一般的に児童のための文化創造・文化財・文化活動・文化施設ならびに児童自身の文化的創造活動を総括した概念である。これは1930年代にできた日本的な新造語であり、文化(culture)という概念を児童生活に即して具体化したものだが、それはたとえば児童文学(juvenile literature)という語が、外国語の訳語として定着してきたとは事情が異なる。もちろん「児童文化」という概念が形成される以前から、児童をめぐる個別的具体的な文化状況は、人類史とともにあった。それは歴史的社会的条件に応じて多数に発生し、発展してきたわけで、遊び・玩具・音楽・舞踊・美術・お話・児童文学・児童劇・人形劇・紙芝居・絵本・児童雑誌・児童図書・映画・ラジオ・テレビなどをめぐって、児童のためのおとなの営み、ならびに児童自身の活動が展開されてきた。これはいわば狭義の児童文化の内容である。」とい

-
- 7) 野口栄子著児童の福祉、明玄書房、1966、第四章、児童文化の問題。徳永重雄、木村武夫編児童福祉概説、第七章、児童文化(執筆者、野口栄子)、ミネルヴァ書房、1969。
8.12) 児童文化の成立根拠について(発表者野口栄子)日本社会福祉学会第17回大会発表要旨集、1969。
児童の権利としての児童文化について(発表者野口栄子)日本社会福祉学会第19回大会発表要旨集、1971。
9) 松葉重庸著児童文化概論、岩松堂、1950、

う菅忠道氏の説明も、児童文化の定義として妥当であろう⁽¹⁰⁾。さらに「青少年の文化問題は、青少年の思想、感情に、日常的に働きかけ、青少年の生きかたを動かすイデオロギーの問題として、切実な教育問題であるとともに、重要な政治問題でもある。」という菅忠道氏の意見⁽¹¹⁾は、児童文化の本質から当然のことからである。筆者は、児童文化を、「児童」（乳児から後期中等教育をふくむ年齢）と「文化」（ひろい意味での情操）が結合してある固有の領域が形づくられたものであり、児童問題における新しい分野として扱えられるもので、同時に実践によつて⁽¹²⁾支えられた理論を創造し、実践が又理論によつて裏づけされるといふようなもので、その範囲はきわめて広いと考えている。因にその範囲は、広義には生活全体——身体発育と運動、知能、感覚、感情、情緒、対人関係、あそびなど、一般の芸術などと対比してジャンル別に考えると、文学——童話、読書、詩、図書出版・雑誌など、絵画——絵本、漫画、児童画、スライドなど、彫刻——粘土、工作、構成、手芸など、音楽——レコード、テレビ、ラジオなど、演劇——舞踊、人形劇、影絵、紙芝居、映画などであり、これらジャンル別のもは文化財としてわれわれの前に提供される。これが相互に関連しあつて、児童の発達にふさわしい文化環境を創出することが望ましいが、現実の子どもをとりまく文化状況は、決して望ましいものとは称し難い。

たとえば現代の子どもをめぐる文化状況は発達的にみてどのようになっているであろうか。乳児・就学前・幼稚園・保育所やその他の児童福祉施設・義務教育段階・義務教育終了後は？家庭では？学校では？等々と考えてみると、年齢にふさわしい遊びが発達的に準備されているとはいえない。内容に至っては、おとなと子どものけじめのない退廃的なものが横行している。漫画・テレビ・遊び場・遊び時間などどれをとっても、子どもの発達をめぐって文化状況が貧困である。刺戟と偶然に支配され、持続性のない文化があまりにも多いのを目撃すると、児童文化それ自体に絶望してしまう。

家庭にあつても、現代の教育ママは、たとえば「昔話」の語りきかせはほとんどなく、童話本や声の絵本などによる「読みきかせ」が多いという報告がおこなわれている⁽¹⁴⁾。

このような状況のなかでは、児童文化はそれ自体の価値を喪失して、児童福祉の各論どころか存立すら危なくなってしまう。しかしながらそのためにこそ児童文化の正しいありかたとあるべき方向が、今日ほどつよく要請されていることも少いと思われる。児童文化が確たる基盤をもったものであるかどうかによつて、国全体の文化水準をおしはかることができよう。

児童文化は上にのべたような広い範囲にわたつて、しかもその中心となる人間の情（情緒感性といいかえることもできる（注7.13参照））の能力を基盤にしている。そのような点で文化とは、もともと実験室のフレスコのなかにある蒸溜水のようなものではなく、その所属する社

10) 菅忠道執筆教育社会学辞典、児童文化の項目、金子書房。

11) 菅忠道編東京都教組青少年文化分科会著青少年文化運動、啓隆閣、1969、序文。

13) 徳永寅雄、木村武夫編前掲書、187頁。

14) 読売新聞、1971、4月3日

児童福祉と児童文化の関係について

会と時代の制約を受け、また社会と時代の要請によってつくり変えられてゆくようなものである。

社会主義諸国の憲法のなかに、市民の基本的権利、義務のうちで、文化の発展保障を取扱っているものがかなりみられる（表1参照）。みあたらないのは、ソヴィエト社会主義共和国同盟（1936. 12. 5）とヴェトナム民主共和国（1946. 11. 8）と、モンゴール人民共和国（1960. 7. 6）だけである。ポーランドに例をとってみよう。

表1 社会主義諸国憲法における市民の基本的権利・義務のうち科学・文化の発展保障（科学・芸術の自由をふくむ）のみみられるもの

国名	制定年月日	条文
ユーゴスラヴィア連邦人民共和国（憲法）	1946. 1. 31	37
アルバニア人民共和国（憲法）	1946. 3. 14	27
ブルガリア人民共和国（憲法）	1947. 12. 41	80
ルーマニア人民共和国（憲法）	1948. 4. 13	23
チェコスロバキア共和国（憲法）	1948. 5. 9	19
朝鮮民主主義人民共和国（憲法）	1948. 9. 8	20
ドイツ民主共和国（憲法）	1949. 5. 30	34
ハンガリー人民共和国（憲法）	1949. 8. 18	53
ポーランド人民共和国（憲法）	1952. 7. 22	62～65
ルーマニア人民共和国（憲法）	1952. 9. 24	80
中華人民共和国（憲法）	1954. 9. 20	95
キューバ共和国（憲法）	1959. 2. 7	47
ヴェトナム民主共和国（憲法）	1959. 12. 31	34
チェコスロヴァキア社会主義共和国（憲法）	1960. 7. 11	16
ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国（憲法）	1963. 4. 7	45
ルーマニア社会主義共和国（憲法）	1965. 8. 22	13

（1965年現在）

ポーランド人民共和国憲法（1952）

第一章 政治機構第三条 5 人民大衆の福祉、健康および文化的な水準のたえまない向上を保障する。

6 民族文化の全面的な発展を保障する。

第七章 市民の基本的権利と義務第六二条 1 ポーランド人民共和国の市政は、文化の成果を利用し、民族文化の発展に創造的に参加する権利をもつ。

2 この権利は、図書館、書物、定期刊行物、ラジオ、映画、劇場、博物館、展覧会文化の家、クラブ、読書室を発展させ、それを都市と農村の勤労者の処理にまかせること、人民大衆の文化的な創造を全面的に奨励し、それを活気づけること、

創造能力のある才能を發展させることによって、非常にひろく保障される⁽¹⁵⁾。

すなわち、文化的水準のたえまない向上と民族文化の全面的發展、およびそれに創造的に参加しうること、それが諸施設を通して実現し、人民大衆の文化的創造を全面的に奨励し、活気づけ、創造能力のある才能を發展させるなどであり、これはいずれも、文化の正しい伝統と發展という点に則して考えると、まことに至当のことである。わが国の憲法にはこのような文化の権利の保障をとりあげた文言はない。ただ児童福祉法に、推薦・勧告の形で取扱れているのみで、これとてもきわめて迫力に乏しいものである。

児童福祉法（1947，12，12，法律146号）

第一章 総則第二節児童福祉審議会第八条⑦中央児童福祉審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童の福祉を図るため、芸能・出版物・玩具・遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

というものであるが、この条文に基いておこなわれた勧告は、中央児童福祉審議会のおこなったものは、1963年に週刊誌の編集態度にたいするものだけである。勧告が逆効果を生んで宣伝に利用されることをおそれてあまり勧告をしないともいわれるが、これは本末転倒もはなはだしい。もうすこし強い姿勢を望みたい。俗悪な漫画や文化財が街頭にみちみちている現状を打開する態度を期待するのは決して無理なことではないと思う。都道府県児童福祉審議会の勧告の例としては1968年に大阪府と京都府のおこなったジュノーケルという危険な玩具の製造・販売業者への勧告などがみられる。しかし、権利保障の観点からは、いかにもほど遠い感がする。

ついでわが国の児童憲章には遊び場や文化財、文化などという用語がみられる。

児童憲章（日本）（1951．5．5宣言）

9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するようにみちびかれる。

というものである。しばしば指摘されるように、夢のような文言ではあるが、実施の体制や保障の裏付けがない。これに比べれば国連の児童の権利宣言のほうが、遊戯とレクリエーションの権利について述べている点で意味がある。

児童の権利宣言（1959．11．20国連第14総会において採択）

第四条 児童は、社会保障の恩恵を受ける権利を有する。児童は、健康に發育し、かつ、成長する権利を有する。この目的のため、児童とその母は、出産前後の適当な世話を含む特別の世話及び保護を与えられなければならない。児童は、適当な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利を有する。

3. 児童は、遊戯及びレクリエーションのための十分な機会を与えられる権利を有す

15) 高木八尺・末延三次・京沢俊義編人権宣言集，岩波文庫，5741～5744。

児童福祉と児童文化の関係について

る。その遊戯及びレクリエーションは、教育と同じような目的に向けられなければならない。社会及び公の機関は、この権利の享有を促進するために努力しなければならない。

ではこのような権利の問題は、ポーランドの憲法のばあいなどとあわせてどのように考えればよいのであろうか。近年「権利としての教育」⁽¹⁶⁾または「教育権」⁽¹⁷⁾ということが論じられている。憲法や教育基本法に明示されている教育の権利と義務が十分に守られていないという現状⁽¹⁸⁾にたつて、あらゆる人々が差別なく教育を受ける権利をもういちど考えなおしてみようというような関心からとりあげられているものである。「教育を受ける権利」は、しかしながら何かあるところに教育という名で準備されたひとかたまりの既成品があって、それをもらい受けるというようなものではない。そのような受動的な被教育体は、非近代であり、自覚した主体の学ぶべき態度をとっているとは認め難い。教育権はただ手をこまねいて一定の権力者の送り出してくる教育をまつ姿勢ではなく、また集団の力をかりて権力をつくって行くことでもない。ひとりひとりが自らの努力で問題解決に役立つ力を築いていくことである。ひとりになつたら何もできない集団ではなく、ひとりひとりがそれぞれの個性を生かすことのできる集団が形成されねばならない。そのためにこそわれわれは、日常的な努力をつみ重ねて行き、権利の問題を考えて行くのである。

文化の権利についても同様であり、また児童文化の権利について考察するときにも上述のことはそのまま妥当する。そしてその点こそ、まさに児童福祉との関連を児童文化にたいして必然的にしているものに外ならない。文化の問題はそのもつ各種のジャンルを通して、人間の美的情操が培われることであるから、とくに人間形成にあたって個性尊重の平等と自由が重視されなければならない。もとよりそのときの個性は、すでに述べたように、知情意の全面発達を目標にした労働する人間であるが、そのような人間を形成するためには、固有の原理と方法が要請され、それこそまさに文化的なものもつ性格とそれを個性伸長に役立てるさいの人間のメカニズムであろうと思われる。(注(7)参照)

児童文化に関していえば、そのようなメカニズムは、たんに個人的な問題としてとどまるのではなく、教育と同様に、集団的におこなわれ、また社会活動や団体活動としても遂行される。この問題については他日にゆずりたい。

結 語

以上のべてきたように、児童福祉と児童文化の関係は、相互に密接であり、相補関係にある。それらは決して因果関係や上下関係ではなく、どこまでもいわば対等に存在を競いつつ、相互に連帯して、現代の日本の教育問題を支えるひとつの大きなテーマになっている。児童福

16) 小森秀三著権利としての教育，民衆社，1971。

17) 牧征名著教育権，新日本新書，1971。

18) 永井憲一著憲法と教育基本権，勁草書房，1971。

社はその具体的な精神内容を児童文化に負い、児童文化は、権利として社会的にその存在理由を公的にする根拠を児童福祉に背うのである。

わが国のように義務教育（しかも知育中心の普通教育として）のみがまず整った国においては、情緒方面の訓育はきわめておくれるか全く無視されてしまう。それはどれほど強調しても強調しすぎることはないのに、ともすれば二の次になってしまう。知育に加担したほうが権力と結びつきうるという盲信すら存在して、児童文化や、ゆたかな精神や、人間の感性面の尊重が忘れられている。筆者は、わが国においてはまず全面発達をおしすすめるために、感性面の伸長が欠くべからざるものであることを強調し、児童福祉がたんに行政や対策に終らず、児童文化を内容として教育の問題とより緊密に関連し、児童文化もまた正当な社会的存在権と発展権を獲得して、人間の全面発達のためのひとつの力になることを念願し、努力することをここに記してこの稿を終わりたいと思う。

(1971年8月5日受理)